

平成25年 2月21日

ご利用者（団体）各位

国立曾爾青少年自然の家

所長 佐野 俊幸

日頃より、当施設の運営にご理解賜り、誠にありがとうございます。

当施設を含む国立青少年教育施設の運営は、国からの運営費交付金と施設を利用される方々から頂く施設使用料等の自己収入により成り立っていますが、運営費交付金につきましては、国の厳しい財政事情から、毎年、削減されてきているところです。

このような状況から、国立青少年教育振興機構内に、地方施設の利用に係る受益者負担の在り方を検討する組織を設け、地方施設の実情を踏まえた合理性のある受益者負担の在り方について検討してまいりました。

この検討の結果、当施設においては、平成25年4月1日より、別紙のとおり講師室使用料を徴収させていただくこととなりました。

何卒、上記の現状をご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

別紙 講師室使用料

部屋番号	定員	区分	使用料
3・4号室 (シングルルーム・バストイレ付)	1	A	1,600円
5・6・7・8号室 (ツインルーム・バストイレなし)	2	B	1,200円
和室1・2	5	C	800円
新和室	3	C	800円

(注) 1. 本表は使用者1人1泊についての使用料です。

2. この他、シーツ等洗濯費用及び利用団体の種別により施設使用料が必要となります。

(例) 1. 学校団体の代表者が3号室を使用する場合

講師室使用料	シーツ等洗濯費用	施設使用料	合計
1,600円	+ 200円	+ 0円	= 1,800円

2. 一般利用団体の代表者が3号室を使用する場合

講師室使用料	シーツ等洗濯費用	施設使用料	合計
1,600円	+ 200円	+ 800円	= 2,600円